

て、どうしたらいいかと、そのために長井市ではコミュニティセンターの法人化を図ったわけですね。地域福祉も民生委員・児童委員だけではできません。あと社会福祉協議会だけではできない、当然行政の福祉関係ではできないわけです。そういったところをやっぱり各6地区の長井市コミュニティセンターと、また安協もそうです、防犯協会もそうですし、青少年の育成、指導などもそうですし、そういったところをもう一回再構築する時期になっておりますが……。  
(「市長に申し上げます」の声あり)

○**内容重治市長** そういった意味では、うちのほうはコミュニティ、地域コミュニティをなくさないということで、小学校を統廃合しないって、教育委員会のご協力いただいておりますので、そういう視点でぜひ今度答弁っていいますかね、もう少し議論深められればと思います。  
(「ありがとうございました」の声あり)

### 勝見英一朗議員の質問

○**鈴木富美子議長** 次に、順位2番、議席番号3番、勝見英一朗議員。

○**3番 勝見英一朗議員** 政新長井の勝見です。今回の一般質問では財政に関して質問させていただきます。

その骨子は、起債に際し、後年度に交付税措置されるとされているものについて、実際にどのように措置されているのか確認したいということ、同時に、臨時財政対策債についても、元利償還金相当分を国が後年度に交付税措置することになっていますが、実際どうなのか確認したいということ、そして、中期財政見通しの数値や単年度の元利償還金の総額を財政運営の一つの目安とすることなどについてお尋ねしたいと思います。

まず、起債により後年度に交付税措置されるとされているものについて、どのように交付税に反映されているのか見ることにいたします。

その際何を見ればよいかですが、交付税の算定基礎となる基準財政需要額が適切と考えました。これだけ必要だという積み上げが基準財政需要額で、その中に交付税措置されるべき額が算入されると考えますので、まず配付資料の表1(A)のように、基準財政需要額を載せ、それに後年度交付税措置される見込額(C)を入れました。そしてこの2つの関係を見るには、前年度からの増減と比較するのが分かりやすいと考え、表1の(B)欄に基準財政需要額の前年度からの増減を出し、これと交付税措置見込額(C)との関連をグラフにしました。それがグラフ1です。

これを見ると、グラフの凹凸の特徴がほぼ一致していて、特に令和元年度以降に点線のグラフが右にずれていますので、後年度交付税措置の影響と見ることはできそうですが、これをもって後年度に交付税措置されていると見てよいのかどうか。起債は多数に上り、交付税措置が終わるものと新たに始まるものが入り替わるわけですから、ならしてみれば年度ごとの措置見込額の総額にはあまり変化はないとしても、令和2年度のように、措置見込額が大きく増えた場合は、後年度の基準財政需要額に変化が見られるのではないかと考えました。今後も起債により後年度交付税措置は様々出てまいりますので、それを理解するためにも、実際措置されていることをどのように確認すればよいか、財政課長の見解をお伺いいたします。

○**鈴木富美子議長** 鈴木和夫財政課長。

○**鈴木和夫財政課長** 勝見議員の質問にお答えいたします。

まず結論から申し上げますが、後年度に交付税措置されたとした起債につきましては、借り入れ後毎年度支払う元利償還金が措置率に応じ

て基準財政需要額に算入されることとなります。議員がご準備、作成された資料の表1の3段目、交付税措置見込額（C）につきましては、議員からの資料請求により財政課で積み上げた数字ですが、この数字は当該年度の起債発行額について事業ごとに交付税措置率を乗じて求めたものでございまして、後年度最長30年にわたって交付税措置が見込まれるであろう総額となっております。

普通交付税の細かな制度の話になりますが、元利償還金の基準財政需要額への算入につきましては、災害復旧事業債を除いて実際の元利償還金に対して交付税措置が行われるわけではなくて、起債メニューごとに国が想定した利率や借入条件によって理論上の元利償還金を計算し、措置率に応じた元利償還金相当額が基準財政需要額に算入されることとなっております。このような算定方式を理論償還方式と呼びまして、償還期間はおおむね20年から30年となっております。例えば臨時財政対策債につきましては、理論償還期間が20年間に設定されております。

議員からご質問いただきました基準財政需要額の前年度からの増減と交付税措置見込額の関係性についてですが、起債を借り入れしてからの数年間は据置期間と呼ばれ、利子のみを償還する期間となります。この据置期間中は利子のみ償還となることから、基準財政需要額への算入は少額となります。この据置期間が終了しますと元金償還が始まることから、基準財政需要額の算入額が大きくなってまいります。一般的に理論償還における据置期間は2年から3年となっております。交付税措置のある起債が本格的に基準財政需要額へ算入されるまでは2年から3年の遅れがあることとなります。起債の種類にもよりますが、例えば据置期間が3年の場合、令和元年度に同意を受け借入れをした起債につきましては令和5年度から、令和2年度に同意を受け借入れをした起債につきましては

は令和6年度から需要額に本格的に算入されることとなりまして、基準財政需要額の増額要因の一つとなっております。しかしながら、基準財政需要額のうち起債発行に係る部分が占める割合は全体の14%から16%程度でございます。したがって、基準財政需要額に影響を及ぼす要因の一つではございますが、例えば新しい算定費目の創設によるものなど、起債発行に係る部分以外の要因もございまして、基準財政需要額と起債発行に係る交付税措置額の相関関係をお示しするのが難しいところでございます。

なお、基準財政需要額に実際に算入された額につきましては、地方交付税算定台帳でお示しすることが可能です。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 分かりました。この数字とグラフだけでは、据置期間が2年から3年あるということを考えれば、交付税措置をされているということに対して適切に表しているグラフではなかったなどは感じました。

そのほかにも、この交付税措置が15%前後ということで、その他の要因もあるということで、こうした数字にはなかなか出てこないんだなと感じたところです。ただ、最後にありましたように、交付税算定台帳にどのように記載されているかはお示しできますという課長のお話でしたので、そのような形で算入されているということを理解したいと思います。

同じような趣旨で臨時財政対策債についてお尋ねいたします。

その元利償還金に当たる金額は後年度、基本的に20年にわたって分割して措置されるということでした。

資料2枚目の表2をご覧ください。米印の3の数字は、臨財債の元利償還分が20年分割で交付税措置されるとしたら前年度に上乗せされるべき金額を、これは元金のみですが、単純計算して出したものです。これは別に表を作って出

したのですが、その表はスペースを取りますので、配付資料からは割愛いたしました。

さて、臨時財政対策債の元利償還分が20年分割で本市にどのように交付税措置されているのかは、前の質問同様、基準財政需要額の前年度からの増減、表2では、米印の1です、これと米印の3を見比べることが適当と考えました。それがグラフ2です。

臨時財政対策債元利償還分が交付税措置されているとしたら、米印3の額だけ前年度に上積みがあるのですが、どうもそうなっているようには見えません。これをどのように考えればよいのか。臨財債の元利償還分が国から措置されていることをどのように確認すればよいのか、財政課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 臨時財政対策債の元利償還金につきましては、臨時財政対策債償還費という項目で積み上げておりまして、令和5年度におきましては4億4,189万4,000円が基準財政需要額に算入されております。この数値は勝見議員に作成いただいた表2の下段になりますが、米印3の右端にあります過去20年の臨時財政対策債償還分を積み上げた数値4億2,899万円とほぼ一致しておりまして、お見込みのとおり、臨時財政対策債発行額が需要額に反映されていると言えるかと思えます。なお、臨時財政対策債償還費等の個別の算定経費の内訳につきましては特段公表はしておりませんが、毎年起債の発行額を基に基準財政需要額への積み上げを行い、県を通して国にも報告している数値でございます。

また、議員ご指摘の臨時財政対策債の前年度に上乘せされるべき理論上の金額と基準財政需要額の伸びが一致しない件につきましては、先ほども申し上げたとおり、例えば基準財政需要額に新たな算定項目が創設されたなど、臨時財政対策債以外の影響も含んでいるためござい

ます。

なお、基準財政需要額に実際に算入された額につきましては、こちらも地方交付税算定台帳でお示しすることが可能です。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 私が元金だけ20分割して計算した数字、利息入っておりませんので、今課長が言われた数値に近いということは、確かに算定台帳で算入されているということは確認できるかと思えます。了解いたしました。これにつきましても地方交付税の算定台帳で示すことができるということですので、そのことについても措置されていることを確認できるかと思えます。

なお、私が作ったこのグラフにつきましては、関係性は見えるようには作れなかったんですが、今考えてみれば、振替前の需要額と比較すればよかったのかなと今ちょっと考えておりますが、でも措置については確実に行われているということは、今の算定台帳の、課長からのお話で確認できると考えております。

関連して一つお聞きしたいんですが、この算定のときにはこうした交付税措置の部分と、それから大きな部分は、この測定単位があつて、その測定単位の基に単位費用と補正係数を掛けて算出するという部分が大きいかと思うんですが、この単位費用と、それから補正係数につきましてはその上下というのはあるのかどうかお聞かせいただきたい。

それともう一つ、基準財政需要額が令和元年度以降に増えているんですが、その要因につきましても、端的で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 単位費用や補正係数につきましては、毎年3月に総務省におきまして見直しが行われておりまして、その都度、地方交付税法が改正されております。それに伴い、基準

財政需要額も変動いたします。

基準財政需要額の増加の要因につきましては、議員ご質問の単位費用と補正係数の変更による場合もございますし、新しい算定費目の創設による場合もございます。また、公債費の増による場合もございます。その要因は多岐にわたり、年度によって異なってきます。例えば令和元年度につきましては、臨時財政対策債振替額の減により需要額が増えております。令和3年度につきましては、地域デジタル社会推進費の創設による増、令和5年度につきましては、令和元年度地域活性化事業債の算入、こちらは新庁舎整備関係の起債の一部になりますが、こちらの元金算入開始などが需要額の増要因として挙げられます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 もうその単位費用と補正係数につきましては、これは交付税算定のときに国のほうである程度調整できるような部分かと考えましたので、その上下について関心がありましたので、お尋ねいたしました。

次に、3番目の質問に入ります。今回の配付資料の表2の米印2の欄をご覧ください。この米印2の欄は、基準財政需要額を基準財政収入額と普通交付税でどれだけ賄われているかを表したのですが、この米印2の金額は、本来ならばゼロ円となるべきところ、ところどころプラス・マイナスになっております。これはどのような理由からでしょうか。

また、令和4年度、5年度にかけて臨時財政対策債が大きく減少していることをどのように捉えればよいか伺います。臨財債といえども、市の負債ですから、少ないのはよいことですが、国は臨時財政対策債に頼らずに普通交付税を交付しようとしているのか、あるいは令和4年度、5年度だけの変化なのか、財政課長のご見解をお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 普通交付税の算定に当たりましては、基準財政需要額、基準財政収入額のほかに錯誤額、調整額という項目がございます。

錯誤額につきましては、例えば起債事業の事業費確定に伴いまして、当初国や県に報告していた起債借入額に変更があった場合など、普通交付税が交付された後に基準財政需要額を増加または減少する必要が生じた場合に数値を計上する項目となっております。

調整額につきましては、全国の各地方自治体の財源不足額の合計値が国の当初予算における普通交付税の総額を超える場合に減額される項目となっております。毎年基準財政需要額に国から示された調整率を乗じて計算をしております。

議員ご指摘の件につきましては、この錯誤額及び調整額が計上されているため、不一致となっているものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、普通交付税と併せて地方の一般財源の不足に対処するためのものですが、国から示された発行可能額が臨時財政対策債振替相当額として振替前の基準財政需要額から減じられることとなっております。したがって、臨時財政対策債の発行可能額の分だけ普通交付税の額が減額される仕組みとなっております。したがって、臨時財政対策債の発行可能額が減少したということは、その分だけ普通交付税が減額されずに措置されたと。地方自治体側からすれば本来のあるべき姿に近づいたと言えるかと思えます。

なお、今後の臨時財政対策債の動向につきましては、これまでの流れとして、発行可能額は減少傾向にありましたが、国の地方財政計画、予算措置によって発行額が増減するものでありまして、精度の高い中長期的な見通しは把握できないのが現状でございます。

参考までに、総務省が公表しております令和7年度地方債計画（案）におきましては、臨時

財政対策債の計画額が全体で7,743億円となっております。前年比3,199億円の増となっております。令和7年度の発行額は令和6年度よりも多くなるものと見込んでいます。今後も国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 了解いたしました。令和4年度、5年度、6年度にかけて減少、ただ7年度は増加のようですが、ちなみに、お尋ねいたしますが、令和6年度の一般会計の予算ですと、臨時財政対策債は昨年度比で62.6%減の2,440万円、それに対して地方交付税は4.5%増の52億7,400万円となっておりますが、これは令和4年度、5年度のこの減少の傾向見ながらこういう予算策定になったということなんでしょうか。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 臨時財政対策債の当初予算への計上につきましては、総務省が公表しております地方財政計画の前年度からの増減を見ながら計上しております。また、普通交付税につきましては、基準財政需要額、基準財政収入額の見込みをそれぞれ積み上げて計算しております。こちら地方財政計画の前年度からの増減も考慮しながら予算計上しているところでございます。

基準財政需要額の計算に当たりましては、議員ご指摘の臨時財政対策債の発行可能額の減少も見込んだ上で予算計上を行っております。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 分かりました。令和7年度、今組まれているかと思うんですが、また元に戻って臨財債が増えるのかなとちょっと考えております。

あわせてもう一つ質問させていただきますが、先ほど課長のご答弁の中で、国から発行額が示されるということがありましたけれども、この

発行額が示される間はどれだけの収入があるかはなかなか把握できない中で財政運営をされていることになるんですが、この臨時財政対策債の発行可能額が決まるのはいつ頃なのでしょう。そして実際借り入れるのはいつ頃なのか。それから、そうした発行可能額が決まらない間は財政運営が不安定になるような気もするんですが、その辺りはいかがなんでしょうか。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 臨時財政対策債の発行可能額は例年7月頃に県から通知がありまして、10月末日付で同意を受けております。したがって、臨時財政対策債につきましては、11月以降であれば起債の発行が可能な状態となります。一方で、起債の借入事務につきましては、起債を充当している建設事業の完成、事業費の確定が年度末になることが多くなりますので、例年年度末から出納整理期間である5月末にかけて借入れを行っております。このような事情から、臨時財政対策債につきましても、他の起債事業の借入時期と合わせまして借入れを行ってございまして、借入時期が出納整理期間である5月となることになっております。

なお、臨時財政対策債の予算につきましては、先ほど申し上げたとおり、総務省の地方財政計画の前年度からの増減を踏まえ、計上してございます。その発行可能額が判明した後、例年9月定例会で減額または増額の補正を行ってございまして、今のところ財政運営上影響が出ることはないと考えております。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 了解いたしました。今回の9月の補正でも増額の補正がありましたけれども、そうした状況を見ながらのことだったと理解いたします。

4番目の質問に入ります。配付資料3枚目の表3をご覧ください。実質公債費比率と将来負担比率が何と関連するか考えたのですが、まず

将来負担比率です。これは市債残高と連動しているように見えるのですが、そのように考えてよいかお伺いいたします。

また、実質公債費比率は標準財政規模に対する元利償還金の割合、その数値は米印のA分のBの欄に示しましたが、それと一定程度連動しているように見えるのですが、そのように理解してよいでしょうか。実質公債費比率と将来負担比率の計算式は、準元利償還金など、決算書などでは捉え切れない項目がありますので、計算するのは難しいと思ってきましたのですが、実際は市債残高と標準財政規模に対する元利償還金の割合を見ればおおよその傾向が分かるということであれば理解しやすい指標となりますので、そのような理解でよいか、財政課長にお伺いいたします。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 将来負担比率、実質公債費比率ともに計算式が相当複雑でございますので、ここでは詳細については割愛させていただきますが、将来負担比率につきましては、大まかに言えば将来負担額を標準財政規模で割った値となりますので、議員ご指摘のとおり、市債残高と一定の連動性がございます。

続きまして、実質公債費比率につきましては、こちらも大まかに言えば地方債の元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模で割った値の、こちらは過去3カ年の平均となりますので、議員ご指摘のとおり、一定の連動性がございます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 了解いたしました。

次に、5番目の質問に入ります。同じ3枚目の表4をご覧ください。これは令和元年度以降の中期財政見通しで載せている数値を抜き出したものです。市債、実質公債費比率、将来負担比率の3つを上げてみました。あわせて決算の数値も載せております。これを見ますと、中期財政見通しで示されている予測値は、当該年度

とその翌年度は決算の数値と近い値になっておりますが、3年後あたりからはかなりかけ離れているように見えます。中期財政見通しは5年後まで予測したものとされているのですが、当該年度とその翌年度までは一定の確実性はあるものの、3年後以降は参考値として捉えておく必要がある、そういう理解でよいでしょうか、財政課長に伺います。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 中期財政見通しにつきましては、策定時点における各種計画や各課からの要求、今後見込まれる歳入、歳出等を積み上げて作成しているものでございます。策定時点において予測していなかった事業等の影響もありますが、国の施策や地方財政措置の目まぐるしい変更などの様々な要因から、議員ご指摘のとおり、策定時から年数が経過するほど中期財政見通しと決算額とで乖離が生じてございます。

ただ、策定時点では3年目以降の数値を参考値として計上しているわけではございませんので、より確度の高い中期財政見通しとなるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 了解いたしました。先ほど財政課長のお話の中で臨時財政対策債については、ここ3年ほど減少の傾向にありましたが、令和7年度については増加の、国の案であるというお話がありました。そのように国の対応もいろいろ変わる中でのことと理解いたしますので、今後もぜひ確度の高い中期見通しに努めていただきたいと思います。

次に、6番目の質問に入ります。3年前に、平成元年当時と財政状況の比較を財政課長にお尋ねしたことがありました。そのとき、現在と平成元年当時との違いの一つに、借入金利が低いことが上げられました。平成元年当時は約6%、令和3年では0.21%ということでした。それ以来、金利の変動が本市の財政にどう影響

するか、意識の一端にあったのですが、近年、金利は上昇含みと思います。日銀は12月にもさらに金利を上げると予測されていますが、当然貸出金利も上昇すると見込まれます。こうした状況を踏まえ、本市への影響等、財政課長としてどのように捉えておられるでしょうか、お伺いいたします。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 今後の金融動向見ますと、金利上昇は避けられないものと認識しております。その影響は一定程度表れてくると思っております。一方で、本市としましては、幸いなことに大型建設事業を低金利かつ物価高騰前に実施してきたことから、将来負担の影響を最小限に抑えることができたと考えております。

なお、今後5カ年におきましては、中期財政見通しにあるとおり、実質公債費比率抑制の観点からも、基本的に起債発行額を毎年10億円程度に抑えるとともに、必要に応じて繰上償還を実施する予定でございます。金利上昇の影響を最小限に抑えることができるよう、財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 分かりました。ぜひ動向を見ていただいて、健全な財政運営に努めていただきたいと思いますが、一つお尋ねしたいんですが、この現在借り入れしている市債の中で、変動金利制のように途中で金利が変わるものはあるでしょうか。把握されている範囲で結構ですので、お教えいただきたいと思います。

○鈴木富美子議長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 現在の借入れで今年度以降利率見直しを予定している借入れは43本ほどございます。参考までにそのうち臨時財政対策債分は26本となっております。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 了解いたしました。43本ですので、借り入れしている本数の中では1

割ぐらいに相当するでしょうけれども、小さくないなと思いますが、なお今後の金利動向に注意を払っていきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後の質問に入ります。配付資料の1枚目、表の5は、配付資料の1枚目の下に載せましたので、それをご覧ください。これは令和15年度までの元利償還金の額と実質公債費比率を並べたものです。令和5年度までは決算カードから、令和6年度から10年度までの実質公債費比率は中期財政見通しから、令和6年度以降の元利償還金は財政課の資料から引用しました。さきの質問で標準財政規模に対する元利償還金の割合が実質公債費比率と一定の連動性があると申し上げましたが、そのうち標準財政規模は大きく変動するものではありませんので、実質公債費比率は単年度の元利償還金と一定の連動性があると言っていると思います。

また、別の質問で中期財政見通しで上げた数値は3年目以降は確度が下がると申し上げましたが、そこに上げられた実質公債費比率もあくまでも予測値ということになります。それに比べ、元利償還金は10年後であってもその時点での確定値です。実質公債費比率は公的に定められた大事な財政指標ですので、それはこれまでどおりとしましても、それとともに単年度における元利償還金の総額を財政運営の一つの目安とすることは分かりやすいと考えるのですが、いかがでしょうか。

令和5年度のみ元利償還金が多くなっておりますが、実質公債費比率がそれに比して高くなっていないのは、繰上償還の関係だと思います。この表5から見れば、本市の場合、各年度の元利償還金の総額が少なくとも20億円を超さないようにしていくことが一つの目安になると捉えることができます。市民の方に財政状況をお話しする機会は多いのですが、その際も実質公債費比率が18%を超さないようにという説明とと

もに、分かりやすい言い方でいえば、単年度の償還金が20億円を超さないことを目安にしていますといった説明を加えられればなお理解していただけたと思います。超さない基準として20億円が適正なのか、それとも19億円が適正なのかは別にして、単年度の元利償還金総額を財政運営の一つの目安にすることについて、市長はどのようにお考えになられるでしょうか、お伺いいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 勝見英一朗議員のご質問にお答えいたします。

幸いにも少し時間がありますので、財政の問題というのは一面的じゃなくて多面的に見ないと、非常に市民の皆様への誤解を招くということから、ちょっと私の考えなども申し上げながら、ぜひそれに対してのご提言などいただければと思います。

まず最初に、単年度の元利償還金の総額を財政運営の一つの目安にすることについてどう考えるかと。特に20億円を超える公債費というのは、そういうだんごをつくらないというのはおっしゃるとおりでございまして、この公債費の金額というのがどのぐらいまで抑えられるかというのは財政運営上は極めて重要だと思っておりますし、実質公債費比率というのは、いわゆる18%を超えますと、それ以降の公共事業する際に、必要な公共事業がなかなか起債を受けられなくなるということから、私どもはそこ重視しているということでございます。

それで、今結論から申し上げたんですが、勝見議員については、議会からの選出ということでの監査委員を担っていただいておりますことにまずはお礼と敬意を表させていただきたいと思っております。

ですから、そういった数字の積み上げで今回ご提言をいただいたというのは大変私どもとしてはありがたいと思っております。長井市は実質

的には平成10年から平成25年ぐらい15年間、財政再建をしてきたと。このことについては、やっぱり今の議員の皆様はご存じないと思いますので、そのときの私ども、教訓といったら大変恐縮なんですけど、学んだことということの一つ先に申し上げたいと思います。

大きく2つありまして、一つは、勝見議員から今いろいろご質問、ご提言いただきました計画的な公共施設整備の重要性ということでございます。とりわけ実質公債費比率あるいは将来負担比率等々の国で定めている指標、これについてはしっかりと加味しなきゃいけないということ。その中で公共事業については、私ども3点ほど問題があると思っています。

一つは、公共事業やる際に必要性和緊急性ですよね。私どもこの特に10年間で様々な事業、これやらざるを得ないということで行ってきたわけですね。それは平成の初めから、平成二十二、三年ぐらいまではやりたくてもできなくて、築50年、40年を超えて50年、60年のものを結局全部先送りされて、その当時至っていたと。ですから、例えば庁舎に至っては60年超えているというのは、県内の市町村役場では異例なわけですね。それくらい長い期間庁舎を使っていたのは、長井市だけだったわけですね。そういったことなどで、まず緊急性とか、必要性があったか。

2点目が、その事業する際に単独事業やってはいけないと。単独の起債事業やってはいけないと。過去なぜ厳しくなったかということ、単独事業行ってきたのが、ある時期すごかったんですね。公債費、いわゆる議員からある、元利償還金の総額というのが公債費と、単純に言いますと、議員のほうからも資料あったんですけども、令和5年の財政基準額に比較して21億6,000万円の公債費があったわけですね、償還金。そのときに、以前と違うのは、その下にやはり表の1で、交付税措置見込額、これ臨財



債も含めると思うんですが、12億円あるんですね。これ我々、特に私引き継いだときはほとんどゼロなんです。ということは、単独事業やってる、あるいは補助を受けたとしても、いわゆる起債の後年度の支援の起債をしっかりと研究してなかった可能性が高いんですね。ですから、実際21億円ですけども、実際に長井市がこのときに負担したのは、単純に言えば、12億円ですから、9億円なんです。長井市が一番のピークは平成13年29億円です、公債費。しかも、ほとんど交付税措置ない。そこで大変な思いしたわけですね。給料はもうどんどん削って、市民の皆さんにお願いして、これ我慢してください、地区長の手当半分にしてくださいみたいな形をお願いしたわけですね。そういったことでの経験であります。そういったことから、まずは起債の後年度交付金支援見込めるものやら、あるいは国の補助事業の高いもの、交付金のちゃんと交付事業としてやっぱりきちんと支援してもらえらるものを選んできたと。

あと、3点目は、そのための情報収集、それから人材育成の確保を行ってきたと。大変申し訳ありません、いろいろ申し上げて。

結局、簡単なこと申し上げますと、いわゆる昔あった天地人なんですよ、天の時、地の利、人の和。結局、先ほども最後の質問でありましたけども、金利が極めて低かったんですよ、ちょうど我々がやろうと決意したときは。なおかつ物価が安定していたと。でも国は、何とかインフレにするんだって言ってましたんで、今がいいタイミングだと。そして財政再建がちょうど終わった時期だったので、まずはいろんなところに、特に国の6省庁に今は人材を派遣することができていますが、こんなことはあり得ないですし、これずっとやることは不可能だと思います。私どもとしてはそういったことで、いろんな情報収集しながら、タイミング的に今だと。

あとは、地の利という言い方はちょっと違うかもしれませんが、この辺であんまり公共事業やっているところはないんですよ、全国的になかったんですね。ですから、いわゆる将来負担比率が全国一というのは、もうほかのところみんな終わっているんです。ところが、私どもは今が最中ということでトップになってしまったんですが、でも金利も低い、非常に物価も安定していたということでぎりぎりよかったのかなと。

あと、人の和ということなんですが、実はあと、例えば平成25年ぐらいの時点で、あと恐らく10年もすれば公共事業経験した人はいなくなるんですよ、ハードですね、特に。それはまだいる。これは今やるしかないということ。そしてまたいろいろの省庁に派遣した職員からの情報収集とか、あと我々も積極的にそういう省庁に働きかけることができたということで、そういった意味で今回やったということですね。

あともう一つ、2点目が、何のことはない固定費を絶対増やさないってことですね。とりわけ人件費なんです。財政基準需要額というのは、少しずつ変わりますが、そんなに変わらないわけですよ。その中で長井市で一番大変だった時期、人件費が多かったのは30億円なんですよ、年間の人件費。あと職員が、今正職員が290名前後ぐらいなんです、430名いたんです。その前までは320名ぐらいしかいなかったのが、短時間にいろんな理由があって増やしたんですね。それはそれで、人が増えますと市民サービスはよくなります。これは望むところなんです、しかし、人件費がぼんと増えてしまったと。その後財政再建で15年かかったというのは職員を減らさざるを得なかったんですね。そこで人件費が財政再建終わった時点で20億円前後ぐらいまで抑えることができた。年間10億円の人件費を削減できたんですね。今はもう二十一、二億円から二十三、四、五億円と増えています。

気をつけなきゃいけないのは、これから民間がどんどん給料上がっていますので、当然公務員の人件費を上げないと人材確保ができなくなるんです。それが国できちっと支援してもらえるかどうかというのが我々の一番の今の不安材料です。とりわけ、いわゆる今まで単年度の雇用の定時補助職員、これを会計年度任用職員として、給与も毎年ではありませんけども、ある一定程度たちますと段階的に上がるようにしています。あとは大きいのが、勤勉、期末手当を出す。これは我々もしなきゃいけないと思っただけで、なかなかそれだけの余裕がなかったんですけど、それをしっかりと出すような形になります。しかも、正職が減ったんですが、会計年度任用職員は恐らく80名から90名増えていますね、今150名ぐらいおりますので。その部分でこれからどんどん増えると。なおかつ、例えば医療費、ゼロ歳児から高校3年までは我々負担しているわけですね、これは固定費です。同じように、例えば給食費、ゼロにしたいんですよ、無料にしたい。ところが、これも無償にしますと、今3,000万円ぐらい市で出していますけども、プラス1億円、1億3,000万円が固定費になるわけです。そうすると、どんどんどんどん圧迫されると。ここが一番のポイントだと私は思っています。

というのは、公共事業の公債費も、あるいは起債残高も大体普通の起債は10年から15年ですから、10年、15年で終わるわけです。長期のものというのは特殊なものだけです。したがって、その間、少し計画的に抑えればまたできるようになるんですけども、人件費は、今65歳定年ですから、非常に長期間かかると。ここがポイントだと思います。ですから、公債費とか起債残高だけで議論すると大変誤解を招く、市民の。ですから、これが財政の、一番財政運営の厳しいところっていいですかね、全体的なところをいかに説明して、市民の理解を得るかというの

が重要だと思っているところでございます。

なおいろいろなお話をさせていただきましたが、もう一つ最後に、いわゆる臨財債については、本来は地方交付税でもらうべきものなんですよ、現金で。ところが、国の事情で、特に総務省は、何とか我々地方自治体がしっかりと市民生活を守るために必要な予算を交付税で措置したいと。ところが、国の財政がそれ許さなくて、じゃあ、一時的に起債でやってくださいと。しかし、それは交付税の代わりだから、必ず100%、その部分は後で交付税措置しますからという約束の下でやっているんですが、我々全国市長会、あるいは全国市議会議長会はじめ地方六団体では、それは違うと。しっかりと交付税措置してくださいと申し上げておりますので、そういったことで我々も財政のことは一番の肝腎要でございますので、そんなことで頑張っておりますので、今後よろしく願います。

ちょっと長くなって申し訳ありません。ありがとうございました。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 財政のことについては市長が一番頭を悩ませているといいますか、考えられているんだろうと思いますので、先ほどのこの臨財債についても令和4年度、5年度、6年度と減少していて、いい流れだと思ってたんですが、令和7年度は一転して1.7倍くらいですか、増えてくるというような状況ですので、また、ほかの所得税などでも地方の税収減が議論されているようなんですが、なお、国の動きなどにも注視していきたいと思えます。

今日の資料等につきましては、監査委員もしておりますが、守秘義務がありますので、その職務に関わる内容については触れないようにしております。あくまでも資料請求と、それから、今まで頂いていた資料の中から作成しております。

なお、簡単に結構なんですが、市長に一つだけお尋ねしたいんですが、先ほど人の和、人を育てることがありましたけれども、今回財政課の資料、あるいは財政課と話をしまして、その専門性というのを痛感いたしました。これまで市長は職員にはもっと幅広い知見を身につけさせたいということもおっしゃっておいりましたので、そうしたことと、この専門性をいかに身につけてもらうか、その辺りを市長としてどのように考えておられるか、簡単に結構ですので、お願いいたします。

○鈴木富美子議長 内容重治市長。

○内容重治市長 大変ありがたいご提言いただきました。ありがとうございます。やはり、特に財政とか、あるいは収入、歳入の、特に市民の皆様、市内の法人、事業者さんから頂く市民税、こちらについては税務課ですね、こういったところの専門性というのは非常に重要だと。なおかつ、福祉であったり、教育であったり、あらゆるものやっぱり専門性必要です。ですから、これからの人事についても、その辺の配慮をしながら適正に行っていきたいと思いますが、少なくとも一つの課っていいですかね、人事で異動してもらったときは、やはり最低でも3年勤めていただくということで、ある程度、3年ですと基本的なことが分かりますので、それからほかのところいろいろ経験した上で、その中で最終的に管理職とか、あるいは補佐職とか、そういったところになるとときには自分の一番やりたい、そういった所管課のほうのご希望などをいただきながら、人事の適正な配慮が必要なんだろうと思いますし、なおかつ、それをやっぱり、特に財政については市役所全体、そして市民の皆様にもご理解いただけるような、そういった資料などを、ぜひ議会の皆様と議論しながら、そういったことを詰めていかなきゃいけないと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 仕事の面白さとか、それから、自分のやる気とか、そういうことは自分が伸びる、成長できたことを実感できたときにそうした意識が強くなるのかなと思っているものですから、ぜひ市長にはそうした職員の育成に力を尽くしていただければと思います。

本日は財政に関して、なかなか詰め切れない質問ではありましたが、丁寧な答弁をいただいたと思っております。ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○鈴木富美子議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、渡部秀樹議員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

### 内容重治議員の質問

○鈴木富美子議長 順位3番、議席番号9番、内容重治議員。

(9番内容重治議員登壇)

○9番 内容重治議員 政新長井の内容重治です。2つの項目について質問いたします。明確な回答をよろしく願いいたします。

最初に、長井南産業団地について、市長に伺います。